

景観法に基づく届出について

足立区全域が景観法に基づく景観計画区域です。足立区景観計画に定められている届出対象行為について、景観法に基づく届出が必要です。

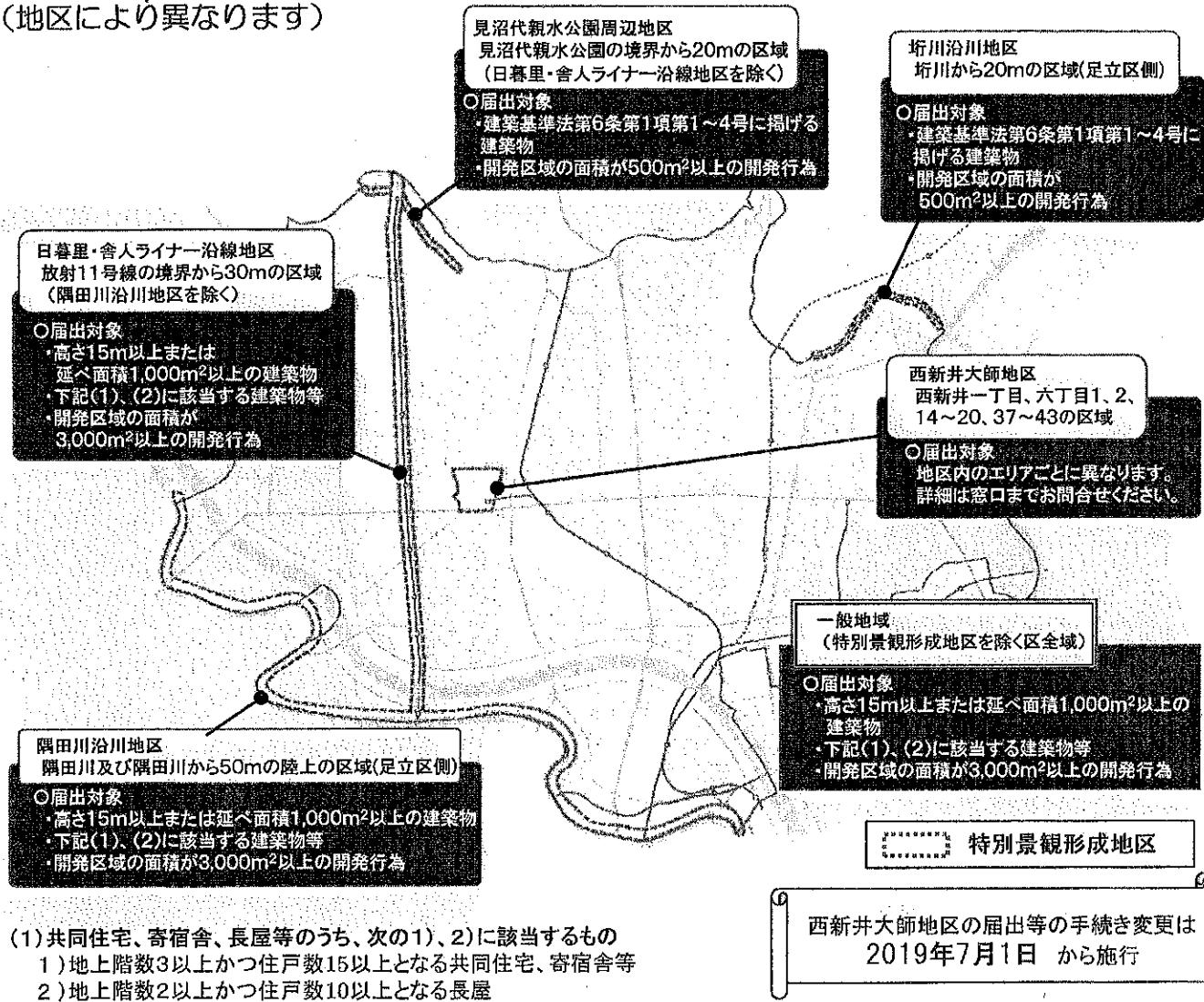
◆ 届出対象行為

建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替え、若しくは色彩の変更で、その修繕等に係る面積が従前の外観の面積の2分の1を超えるもの

(工作物の建設等、木竹の伐採については、下記窓口にお問合せください。)

◆ 届出対象規模

(地区により異なります)



(1) 共同住宅、寄宿舎、長屋等のうち、次の1)、2)に該当するもの

- 1) 土地上階数3以上かつ戸数15以上となる共同住宅、寄宿舎等
- 2) 土地上階数2以上かつ戸数10以上となる長屋

(2) 足立区環境整備基準対象建築物等

- 1) 店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条に規定する店舗面積)が500m²を超える建築物
- 2) 敷地が、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則第2条第2項第4号に定める商店街に接する延べ面積300m²以上の建築物
- 3) 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域または第二種住居地域内で、延べ面積が500m²以上の倉庫
- 4) 鉄道駅、病院、学校、幼稚園、老人ホーム、集会施設その他これらに類する建築物であって、公共性の高いもの及び国または地方公共団体が公共の目的で整備する建築物のうち、敷地面積または延べ面積が500m²以上のもの
- 5) 敷地が1,000m²以上の建築物で、次に掲げる建築物以外のもの
 - ① 建築基準法第6条及び同法第6条の2に規定する確認を要しない建築物
 - ② 建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物
 - ③ 専ら農業用施設である建築物

西新井大師地区の届出等の手続き変更是
2019年7月1日 から施行

なお、大規模建築物・特定建築物(地区ごとに対象規模が異なります)及び大規模開発地区(3ha以上)内で行われる個別建設事業は、届出の他に足立区景観条例に基づく事前協議が必要です。

問合せ・届出窓口

足立区役所北館4階 都市計画課 景観計画係 電話 03(3880)5738